大工、左官、建築手

伝い、各種外交員な

不動産所得がある人

能当所得がめる人 ※上場株式などの配 当所得は、源泉分 離のため申告不要 ですが、申告分離 課税を選択するこ

2カ所以上からの給

与がある人 ※パート・アルバイ

トなどを含む 28年中に中途退職を

とも可

した人

老齢年金の受給額を増やすため

書の添付をお忘れなく 確定申告には控除証明

問合先 守口年金事務所

206(6992)3031

※市役所では控除証明書の発行 と合算して申告してください。 証明書を添付し、自身の保険料 す。確定申告の際は、家族分の 納付した人の控除対象となりま

問合先

教育総務課

傍聴定員

ところ

分から。当日会場へ直接

国民年金保険料は、

付加年金、国民年金基金は、

金に加入しませんか付加年金、国民年金基

の公的な年金制度です

配当所得がある人

自営業

◆市・府民税の申告が必要な人(例示)

収支内訳書など

支払通知書など

源泉徴収票など

(注) …次のいずれかの書類 (郵送の場合は写しを添付)
・マイナンバーカード

※同世帯の代理人が申請する場

合は、代理人の身分証明書

※離職した人は雇用保険被保険

問合先

【付加年金について】

者離職票など(写し可)

・通知カードおよび運転免許証や保険証など

206(6902)6005

問合先 市民課

、国民年金基金について

206(6900)60015

を納付した場合も、その全額が

また、配偶者や家族の保険料

206(6775)5775 大阪府国民年金基金

20120(65)4192

申告に必要な物

○印鑑

(領収書)

届け出に必要な物

※付加年金と国民年金基金の ※掛け金は確定申告の控除対象

初めて保険料を納付した人には、

合などで、28年10月1日以降に

途中から国民年金に加入した場

2月上旬に証明書が送付されま

とき

会議は傍聴できます。

すので確定申告まで大切に保管

してください。

午後2時~5時 2月17日金

072(887)6715

き、免除申請など

年金手帳、印鑑

の控除証明書

○本人確認書類(注)

○市・府民税の申告書

○ 社会保険料(介護保険

○生命保険・地震保険料

○医療費の領収書など

※障がい者・勤労学生控 除を受ける人は身体障 がい者手帳や在学証明 書が必要

相談内容 年金の種別変更手続

市民課(市役所別館1階)

○国民年金基金・・給付の型、

した国民年金保険料です。年の 28年1月1日~12月31日に納付 います。社会保険料控除対象は に日本年金機構から送付されて

付月数を乗じた額

数などにより異なる

料を含む)の支払証明

申告が不要な人 市・府民税の申告(28年中所得)

申告が必要な人 ところ第3会議室(市役所別 ※例示は左表参照 ※土・日曜日を除く。ただし、 ※時間は午前9時~正午、午後とき 2月16日は~3月15日は 午後1時~3時に開設 2月19日旧は午前10時~正午、 現在、市在住の人 館3階) → 一時~5時 29年1月1日

を個別に指定しています。指定

期間は1月下旬に発送した申告

○税務署で確定申告をする ○28年中に収入がなかった、ま ※控除対象配偶者や扶養親族が +1) +2万円以下 たは合計所得金額が35万円× 次のいずれかを満たす人 いない場合は35万円 (控除対象配偶者+扶養親族 申告・問合先 とき

広報かどま

206(6902)5898 **-**571 - 8585 「門真市役所」課稅課

とき 2月26日田

午前10時~午後3時

日曜国民年金相談

※納付免除の人は加入不可

の添付が必要です。

控除証明書は、28年11月上旬

国民年金保険料)控除証明書

険料を納めている人

○付加年金…掛け金は月額40

0円、受給額は200円に納

鍕

盒

歳の任意加入者で国民年金保

定申告の際は、

「社会保険料

1号被保険者または60歳~64

20歳~59歳の国民年金第

○勤務先から市役所に給与支払

※所得がない場合でも、国民健 が必要な人は申告が必要 申請に所得証明や非課税証明 康保険料の算定や各種手当の

4

税

金

署へ提出可) 会場へ提出してください。(作 市役所では、確定申告(税務申告方法・郵送または直接 成済み分のみ市が預かり、税務 確定申告書は門真税務署の申告 署分)の作成相談はできません。 ところ

◆個別の申告期間にご協力を 混雑を避けるため、申告期間

◆南部市民センター出張申告会 ご協力をお願いします。 場を開設

書封筒に記載していますので、

ます。金融機関のキャッシュカ

座振替受付サービスを行ってい

納税課窓口では、ペイジー口

※時間は午前9時30分~正午、 ※出張申告に関する問い合わせ 2月2日本・3日金 午後1時~4時 は課税課へ

> 問合先 **2**06(6000)150015

できます。 ※詳しくは問い合わせ -ドがあれば、

簡単に手続きが

日曜市税納付相談

用ください。 とき 2月26日(日) 午前10時~午後3時 平日に相談できない人はご利

問合先 納税課 ※証明書の発行などは不可 納稅課(市役所別館2階) **2**06(6000)150015

市税のペイジー口座振替

確定申告は3月15日(水) 28年分の所得税および復興

28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告・相談期間は次のとおりです。申告・相談期間 2月16日(水~3月15日(水) ※時間は午前9時~午後5時※土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設 ※混雑状況により午後4時ごろに受け付けを終了する場

合あり ところ 守口門真商工会館 (殿島町6-4) ※申告書作成の際は、 特別所得税」欄の記入漏れ

に注意 ※贈与税の申告相談も可

☎06(6909)0181

保



険

◆日曜納付相談

※南部市民センターでは納付書 ところ 保険収納課(市役所別 とき 2月26日 館一階)、南部市民センター 午前10時~午後3時 ・保険証の発行は不可。後日 (日)

◆健康保険が適用される場合ださい。

※あらかじめ医師が発行した同

意書または診断書が必要

○整骨院、接骨院…打撲、捻挫 臼などの離れ)、骨折、脱や挫傷(肉離れ)、骨折、脱

も適用されませんのでご注意く 健康保険が使える施術を受けて

などの治療をしている場合は、

○あんま・マッサージ…筋麻痺、

意書または診断書が必要

関節拘縮などで、医療上マッ

サージを必要とする症例

鍼灸

2月28日火

りますのでご注意ください。 けた場合は、費用の全額を整骨 術は限られています。誤って受 る場合に、健康保険が使える施 院などから請求される場合があ また、ほかの保険適用医療機

※単なる肩こり、筋肉疲労、慰

安目的や疾病予防のための施

要因について医師の診断を受

に向かわない場合は、内科的

(病院など)で同じ負傷・疾

問合先 保険収納課 郵送

206(6902)5939

○鍼灸院…神経痛、リウマチ、医師の同意が必要

頸腕症候群、五十肩、腰痛症、

○領収書は必ず毎回もらう

自分で署名、捺印する 申請書は内容を確認し、必ず

○長期間の治療を受けても快方

器椎捻挫後遺症など

※骨折、脱臼は応急手当を除き

○保険請求に要する療養費支給

○負傷の原因を正しく伝える ◆施術を受けるときの注意

整骨院、接骨院、 院などの受診

んま、マッサージの施術を受け 整骨院や接骨院、鍼灸院、

※

あらかじめ医師が発行した同

座振替をご利用ください。保険 ◆口座振替が便利です 保険料の納付には、便利な口

保険収納課

ろに受け付けを終了する場

206(6902)5994

保険料は納付期限内の納付を

問合先 門真税務署

納付期限 徴収の納付期限は次のとおりで 高齢者医療保険料第8期の普通 国民健康保険料第9期・後期

※詳しくは問い合わせ 替の登録ができます。 ャッシュカードで簡単に口座振 収納課窓口では、金融機関のキ

険料控除の対象になります。確 全額が所得税や住民税の社会保

数 育

第3回門真市魅力ある教

各部会は全体会後に開催します。 はテーマで2つの部会に分け、 する会議を開催します。審議会 念に基づく教育のあり方を審議 育づくり審議会を開催 門真市教育振興基本計画の理 ところ ※1日水・8日水は午後3時ま 午前9時~午後8時2月1日水~8日水 とき

問 弇 市教育センター 市民プラザ



生徒作品交流展中学校美術科

20年度門真市獎等任募集

向学心に富みながら、経済的

問合先 健康保険課

206(6902)5697

おいても健康保険の適用外 術などは、いかなる施術所に

ご覧ください。 作 した作品を展示します。ぜひ 市内中学校で美術の時間に製

金を給付します。

難な人のため、選考により奨学 な理由で高等学校への進学が困

○市在住で、住民基本台帳に記 対象次のすべてを満たす人 給付月額 5000円

○29年4月に高等学校、中等教 載がある 進学を予定している 校、特別支援学校高等部への 育学校後期課程、高等専門学

※生活保護世帯は対象外。別途 ※所得制限あり 制度あり

※詳しくは「募集のしおり」参

出願期間 2月1日36~28日36 出願書類の配布場所 市内各中学校、学校教育課 市役所本館2階)

出願·問合先 学校教育課 選考方法レポート、面接

206(6902)7042

各会議10人程度(先着順) 大会議室(市役所本館2階) 06(6902)6082